

◇申請対象条件一覧表

※学部新生で入学手続き時に「入学料・前期分授業料徴収猶予」または「高等教育の修学支援新制度による授業料免除」の手続きをしている者は、授業料免除・徴収猶予【大学独自制度】で、授業料の徴収猶予を申請する必要はありません。

【説明】学部生：◎及び○からそれぞれ1種類ずつ該当、又は●から1種類の該当が必要

: 選択不可 【別紙】

大学院生・専攻科生：○から1種類の該当が必要

対象条件	申請対象者		申請区分	備考	大学独自制度		新型コロナウイルス感染症対応制度			
					学部	大学院専攻科	学部		大学院専攻科	
					新生	在生	新生	在生	新生	
A区分 【学部生対象】 (日本学生支援機構給付奨学金)に関する事項	日本学生支援機構給付奨学生	在生	A-1	令和6年4月以降、給付奨学金支援区分外の者				◎		
			A-2	令和6年4月以降、給付奨学金支援区分Ⅱ又はⅢの者				◎		
			A-3	学業成績等に係る基準により令和6年4月より給付奨学金が廃止となる見込の者					◎	
		新生 給付奨学金・予約採用(高校等を通した申請)の採用候補者	A-4	支援区分Ⅱ又はⅢの採用候補者で、令和6年度採用候補者決定通知【進学先提出用】の本紙を提出した者				◎		
			A-5	支援区分Ⅱ又はⅢの採用候補者で、令和6年度採用候補者決定通知【進学先提出用】の本紙を提出予定の者 ※本紙提出期限:4月10日(水)				◎		
	日本学生支援機構給付奨学金ではない者	給付奨学金不採用者	A-6	令和6年度給付奨学金・予約採用に申請し、不採用となった者				◎		
			A-7	令和5年度給付奨学金・二次採用(後期)に申請し、不採用となった者				◎		
		給付奨学金申請中・申請予定者	A-8	令和6年度給付奨学金・定期採用(前期)又は家計急変採用に申請中もしくは申請予定の者※1				◎	◎	
			A-9	給付奨学金の「大学等への入学時期等に関する要件」を満たさない者 ※高校を卒業した日の属する年度の翌年度の末日から、大学への入学日までの期間が2年を経過した者等					◎	
				A-10	給付奨学金の「在留資格等に関する要件」を満たさない者 ※在留資格が「留学」「家族滞在」の者等					◎
			A-11	特別な理由(休学・留学)により標準修業年限を超えて在学し、満期の者					◎ 新5回生以上のみ対象	
B区分 新型コロナウイルス感染症対応制度に関する事項	主たる学資負担者(本人の学資を主として負担している者)※2が新型コロナウイルス感染症拡大により収入が減少し、授業料納付が困難な者※3	B-1	日本国や日本の地方公共団体が実施する公的支援の受給証明書※4を提出できる者				○	○	○	
		B-2	世帯全体の収入減少後の所得及び臨時収入の合計額※5が収入減少前の収入※6と比較し1/2以下となっている者				○	○	○	
C区分 大学独自制度に関する事項	経済的理由により授業料納付が困難な者	C-1	経済的理由によって授業料納付が困難であり、かつ学業優秀と認められる者		○					
	主たる学資負担者の死亡又は風水害等の罹災により授業料納付が困難な者	C-2	新生は入学前1年以内、在生は令和5年10月1日～令和6年3月31日の期間において、主たる学資負担者が死亡し、又は本人若しくは学資負担者が風水害等の災害を受け、授業料納付が著しく困難であると認められる者	● 猶予のみ	○					
	その他やむを得ない事情により授業料納付が困難な者	C-3	(申請区分C-2)に準ずる場合であって、学長が相当と認める事由のある者 行方不明(学生本人)、その他やむを得ない事情があると認められる者※7	● 猶予のみ	○					

上記条件を満たすが、申請の対象外となる者	正規生以外の者 授業料を滞納している者 特別な理由無く修業年限を超えて在学している者 本学の規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした者
----------------------	--

【注記事項】

※1 申請区分A-8(給付奨学金に申請中・申請予定者)の該当者で、本制度申請期間内に給付奨学金定期採用(前期)又は家計急変採用を申請しなかった場合、本制度は不許可となります。

※2 **【B区分で申請した場合】**

- ・主たる学資負担者(本人の学資を主として負担している者)とは、父母又は父母両方いない場合は代わって生計を維持している者のうち、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少し始めた時期の直前の年(令和元年～令和5年の1月～12月)の収入金額が多かった者です。
- ・独立生計者で配偶者がある場合は、本人又は配偶者のうち、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少し始めた時期の直前の年(令和元年～令和5年の1月～12月)の収入金額が多かった者です。

【C区分で申請した場合】

- ・主たる学資負担者(本人の学資を主として負担している者)とは、父母又は父母両方いない場合は代わって生計を維持している者のうち、前年(令和5年1月～令和5年12月)の収入金額が多かった者です。
 - ・独立生計者で配偶者がある場合は、本人又は配偶者のうち、前年(令和5年1月～令和5年12月)の収入金額が多かった者です。
- いずれの区分で申請した場合でも独立生計者で配偶者がいない場合は、本人が主たる学資負担者となります。

※3 申請時に家計急変の事由が解消している場合は、本制度(B区分)の申請対象外となります。

※4 新型コロナウイルス感染症の影響を事由とする公的支援であり、支援を受けた時期が6ヶ月以内(令和5年10月1日以降)のものが対象となります。新入生は入学前1年以内(令和5年4月1日以降)のものが対象となります。公的支援の受給証明書に係る対象の支援は、以下の「新型コロナウイルス感染症の影響を事由とする家計急変において認められる公的支援の例」を参照してください。

新型コロナウイルス感染症の影響を事由とする家計急変において認められる公的支援の例

No.	制度名	主な実施機関	備考
1	新型コロナウイルス感染症特別貸付 小規模事業者経営改善資金(新型コロナウイルス対策マル経融資)	日本政策金融公庫	事業者の方向け
2	生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付 生活衛生改善貸付(新型コロナウイルス対策衛経) 新型コロナウイルス感染症に係る衛生環境激変対策特別貸付	日本政策金融公庫	事業者の方向け
3	セーフティネット保証4号 セーフティネット保証5号 危機関連保証	信用保証協会	事業主の方向け
4	厚生年金保険料の納付猶予	厚生労働省 日本年金機構	事業主の方向け
5	国民健康保険料・後期高齢者医療保険料・介護保険料等の徴収猶予	地方公共団体	
6	国税・地方税の納付猶予	国税庁 地方公共団体	

※5 収入減少後の所得は、次式により計算します。複数の収入がある場合は合計します。
(所得の種類は、家庭調査(様式③コロナ対応)を参照)

【給与収入】

$$\begin{aligned} \text{給与支給額} &= \text{控除前支給額}((\text{令和5年12月} \sim \text{令和6年2月分}) \times 4) + \text{賞与見込み額}(\text{令和6年度}) \\ \text{所得} &= \text{給与支給額} - \text{給与所得の控除額}(\text{次表}) \end{aligned}$$

表. 給与所得の控除額の算出方法

給与支給額	給与所得の控除額(万円)
104万円以下	給与支給額×1.0
105万円～200万円	給与支給額×0.2+83
201万円～653万円	給与支給額×0.3+62
654万円～	258

【給与以外(事業等)】

$$\text{所得} = (\text{売上高}(\text{令和5年12月} \sim \text{令和6年2月分}) - \text{必要経費}(\text{令和5年12月} \sim \text{令和6年2月分})) \times 4$$

【臨時的収入】

令和5年4月1日～令和6年3月31日の期間に得た臨時的な収入(保険金、支援金、補助金、給付金等)

※6 収入減少前の収入とは、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少し始めた時期の直前の年(令和元年～令和5年の1月～12月)の収入金額です。

※7 C-3区分で、「行方不明(学生本人)、その他やむを得ない事情があると認められる者」に該当する場合、選考の上許可されるのは、授業料の徴収猶予のみです。